

短期海外派遣助成事業の運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人三養基高等学校教育後援会が、佐賀県立三養基高等学校（以下「三養基高校」という。）の指定する海外研修に参加する三養基高校の生徒に対し、費用の一部を助成する短期海外派遣助成事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象研修)

第2条 助成対象は、国際化する社会において必要な資質を備えた人材の育成に寄与することを目的として、夏季休暇中に実施される海外研修（以下「海外研修」という。）で三養基高校が指定するものとする。

(助成対象者)

第3条 三養基高校に在学する生徒で、前条の海外研修に応募し、選考された生徒とする。

(助成内容)

第4条 海外研修にかかる費用の一人あたりの助成額及び助成金の総額は理事会にて決定する。

(申請手続き)

第5条 前第3条の生徒のうち助成を希望する生徒は、学校長を通し申請するものとする。

(助成の決定)

第6条 理事会は学校長の推薦に基づき、助成を決定する。学校長の推薦は、原則として別表に定める基準とする。

(助成の取り消し)

第7条 次のいずれかに該当すると学校長が認めた場合、学校長の意見に基づき、理事会は助成を取消すものとする。既に支給した助成金がある場合、その返還を求めることができる。

- (1) 海外研修に不参加の場合
- (2) 申請に虚偽があった場合
- (3) 海外研修中に高校生としてふさわしくない非行行為等があった場合

(実績報告)

第8条 助成を受けた生徒は、海外研修終了後1ヶ月以内に、研修報告書を理事会に提出する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成24年6月19日から施行する。

附則

この規定は、平成30年6月5日から施行する。

別表

次の1から4の項目いずれも該当する者

- 1 三養基高校に在学し、本規程第2条に定める海外研修に参加する生徒
- 2 学力について、前年度成績（第1学年の生徒は中学3年次）で、全科目の5段階評定の平均値が3.5以上であり、かつ、教科「外国語（英語）」において、履修したすべての科目で評定が3以上であること
- 3 人物について、在学中校則等に違反して生徒指導上の指導措置を受けたことがない者
- 4 当該海外研修の参加につき、保護者の同意を得、かつ校納金等の滞納がない者